

## 第20回豊島廃棄物等技術委員会議事録

平成16年3月28日(日)

12:40～15:35

場所:高松商工会議所

### 出席委員

永田委員長

猪熊委員

岡市委員

河原委員

堺委員

坂本委員

鈴木委員

高月委員

中杉委員

門谷委員

横瀬委員

は議事録署名人

(欠席:武田副委員長、田中委員)

### 1 開会

【傍聴人の意見】

佐藤専門委員

特になし

直島町代表者

県とクボタに対し、今後、安全性を優先して運転すること及び運転教育を十分に行ってから運転することの申し入れがあった。

豊島住民代表者

26日夕方から第1沈砂池のPHが9.2～9.3の数値を示すなど、PH9前後で推移しているが、その原因は何か。

供給筒の二重ダンパの役割、取り付けの意味と二重ダンパを開けることの有効性を知りたい。

これらについては、関連する議題の審議の中で議論することとなった。

### 2 審議・報告事項

#### 2号溶融炉における小爆発事故調査及び再発防止対策について(審議)

##### (1) 1.2.4中間処理施設2号溶融炉小爆発事故(パワーポイント)

2号溶融炉小爆発事故発生から再発防止対策実施までの経緯、事故状況、事故原因調査概要、事故原因の推定、再発防止対策、安全性再評価による改善、性能確認試験について説明した。また、溶融スラグの有効利用について、サンポート高松での利用例と坂出市に中継地を設置したことを報告した。

##### (2) 2号溶融炉における小爆発事故再発防止対策確認試験結果報告書

再発防止対策が計画のとおり機能することを確認するため、3月15日に警報発信、監視映像表示などの再発防止対策動作確認試験を実施。また、3月18日から21日にかけて換気効果、供給筒内圧力調整、炉回転停止効果、炉内圧などの性能確認試験を行った結果を報告した。

### (3) 安全性再評価によるリスク抽出項目安全対策確認試験結果報告書

豊島廃棄物等処理事業の安全性再評価によるリスク抽出箇所の安全対策が計画通りに機能することを確認するため、安全性再評価により抽出した12項目のうち、再発防止対策項目と重複する3項目を除く9項目について3月15日、16日に確認試験を行った結果を報告した。クボタから、確認試験及びシミュレーション結果を受けて、より安全な換気方法について、二重ダンパを常時開放する、コンベアの点検口を開放する、以上のことにより流れが単純化し、より安全側にいく旨の提案があった。

また、再発防止対策確認試験結果について、換気流量、ガス分析結果、換気能力、供給筒内圧力調整、炉回転停止効果、炉内圧、供給筒内部の温度、可燃性ガスの警報設定値、炉内圧と燃料使用料との関係、2号溶融炉の供給筒上部空間圧力の変動及び炉回転が自動停止する正圧継続時間などについて補足説明があった。さらに、二重ダンパの本来の目的は、供給筒から可燃性ガス等が出ないという想定のもとでできるだけ外気を中に入れないために設置したものであり、今回の状況であれば二重ダンパの目的は別のものになると説明した。

これに対し委員などから次のとおり意見、回答があった。

- ・確認試験は、二重ダンパ開、点検口開で行ったのか。(委員)
- ・今回の確認試験の結果を受けて、流速などを測った結果とシミュレーション結果をもとに、ここを開けたら流れが単純化していいのではないかという提案である。(クボタ)
- ・換気装置が止まった場合、炉はどうなるのか。(委員)
- ・炉は一旦停止する。安全を確認した上で再稼動する。(クボタ)
- ・処理対象物はどのように作成したのか。(委員)
- ・処理対象物の性状については、廃棄物の成分分析をして、含水率、塩基度を求めている。今回は、爆発時とほぼ同じものを作ろうということで極力それにあうようにしている。(クボタ)
- ・2号炉の方がガス濃度が高めに出ているようだが、どのように理解すればいいのか。(委員)
- ・ガスモニタリング装置は、測定器ではなく検知器なので0.0数パーセントのオーダーでの精度を持っていない。この数値は、ニアリー0と見なしている。(クボタ)
- ・正圧が22秒で爆発が起こったのであれば、炉停止の正圧継続時間も22秒以下にすべきではないか。(委員)
- ・テスト結果から、22秒、30秒、1分で発生した可燃性ガスが上部に溜まったとしてもそれだけでは爆発限界には至らないが、基本的には正圧時間は少なくした方がいいということで仮に1分に置いたものである。炉回転の停止頻度との関係から今回は、30秒でスタートさせたいと考えている。(クボタ)
- ・今の資料からは、何故、事故が起こったのかという明解な回答が見えない。熱分解または生石灰と廃棄物の混合という二つの要因によって、水素などの可燃性ガスが滞留したためということだが、よりわかりやすい説明や結論を記載すべきではないか。(委員)
- ・報告書のデータでグラフ化したほうがわかりやすいものはグラフで表示すること。(委員)
- ・原因から対策まで全体の流れがわかるような資料が必要。(委員)
- ・処理対象廃棄物への溶融助剤の添加量、表3(3頁)のダンパ開度を変更した目的、表4(5頁)のガスモニタリング装置の精度などを明記すること。(委員)
- ・炉停止効果で圧力の下がり方(9頁)がどういう燃焼状態を示すのか説明を加えること。(委員)
- ・爆発下限値についても、安全サイドで濃度管理(12頁)していることを明記すること。(委員)

- ・後燃焼室に入れる空気量はバランスがとれているか。(委員)
- ・その分だけ燃焼空気量を減らすので問題ないと考えている。(クボタ)
- ・ダンパと点検口の開放については、実際に確認しておくこと。(委員)
- ・溶融炉運転要領書の供給筒内温度の下 1、下 2 の意味をはっきりさせること。また、上限値の 60 と 100 はあくまで仮設定値であり、この温度管理をどうするかを引き続き検討すること。さらに、炉内圧の異常時対応として、1 時間に 2 回正圧警報が出たら設定値を 20Pa 下げるとあるが、実績を積んでいないのでこれも仮設定に近い意味があるので注意すること。参考資料としている運転要領書をちゃんとした資料として整理すること。(委員)
- ・2 重ダンパの上部に点検口を開くことはできないか。(委員)
- ・2 重ダンパ上部に開口部を設ける場合のシミュレーション結果について、至急取りまとめて技術アドバイザーにみてもらうこと。(委員)

## 各種マニュアルの修正について(審議)

### (1) 廃棄物等の均質化マニュアルの修正について

可燃ガス(水素)発生抑制対策として、水分低減方法の見直しを行い、現行の生石灰添加による乾燥対策から事前に雨水浸透抑制と自然乾燥を行い、掘削物の水分低減を促進したうえで、できる限り少量の生石灰を添加することにより、水素ガス発生量を抑制しながら、廃棄物の含水率を 30% 以下に抑える方法に変更する。

攪拌による水素ガスの放散促進として、生石灰混合後、重機によって廃棄物を十分に攪拌する。混合当日は終日混合・攪拌作業を行い、翌日から中間保管ピット運搬日までは、他の作業工程を見ながら午前と午後に 1 回ずつ程度の攪拌作業を行う。

アルカリシリカ反応性への対策として、アルカリシリカ反応性試験において、粒状の花崗岩が結果に影響を与えることが明らかになっていることから、掘削現場において、花崗岩の混入過多を防ぎ、混入量の平均化を図るものとする。粒状の花崗岩が局在する場所として、廃棄物層と地山との境界付近が挙げられ、その地点における掘削方法及び均質化物との混合方法を定める。

廃棄物層と地山土壌が接する場合について、既に露出した部分の状況から地山土壌が近いと推測されるようになったら、重機による掘削を慎重に行う。地山土壌を確認した時は、それ以上深さ方向の掘削をしないように注意し、地山土壌上に薄く廃棄物層を残すように掘削を行う。この時点で、掘削責任者は直島環境センターに連絡し、センター職員は現場状況を確認する。地山土壌上の廃棄物層の掘削に当たっては、センター職員が立ち会いを行い、土壌を必要以上に掘削しないよう注意しながら掘削し、センター職員は掘削作業完了の判断を行う。この箇所から掘削した廃棄物混じりの土壌は別途仮置き土区域に運搬し、その他の掘削土壌とは区別して仮置きしておく。センター職員は、土壌サンプリングによる掘削完了判定を実施する。

廃棄物層と地山岩盤が接する場合について、既に露出した部分の状況から地山岩盤が近いと推測されるようになったら、重機による掘削を慎重に行う。地山岩盤を確認した時は、それ以上深さ方向の掘削をしないように注意し、地山岩盤上に薄く廃棄物層を残すように掘削を行う。この時点で、掘削責任者は直島環境センターに連絡し、センター職員は現場状況を確認する。地山岩盤上の廃棄物層の掘削に当たっては、センター職員が立ち会いを行い、岩盤を削り取らないよう注意しながら掘削し、センター職員は掘削作業完了の判断を行う。この箇所から掘削した廃棄物混じりの土砂は別途仮置き土区域に運搬し、その他の掘削土壌とは区別して仮置きしておく。地山岩盤の場合は掘削完了となるが、センター職員は、必要に応じ技術アドバイザー等により現地確認を実施するものとする。

混合方法では、仮置き土区域に仮置きしている廃棄物混じりの土砂の山から所定量を削り取り、均質化時に仮置き土と混合する。仮置き土と混合する比率は、暫定として、仮置き土に対して5%とする。アルカリシリカ反応性試験結果及び廃棄物混じりの土砂の発生量に応じて、適宜混合比率を見直すものとする。

**(2) 中間保管・梱包施設の運転・維持管理マニュアル及び特殊前処理物処理施設の運転・維持管理マニュアルの修正について**

小爆発事故に伴う豊島廃棄物等処理事業の安全性再評価による設備改善に伴い「中間保管・梱包施設の運転維持管理マニュアル」及び「特殊前処理物処理施設の運転・維持管理マニュアル」の一部を次のとおり追加修正する。

中間保管ピットで可燃ガスが爆発した際の煙による環境影響対策として、爆発、火災時にも作業員が煙を吸引しないよう集塵排気装置を稼働できるようにし、すみやかにバグフィルターや活性炭脱臭装置で無害化し場外に排出できるようにする。

火災(煙等)を検知すると環境集塵排気系を停止する。中央制御室に通常運転と強制排気モードのセレクトスイッチを新設して、火災や爆発による状況を確認した後に手動起動できるようにする。また、現場の非常停止スイッチを押すと、環境集塵排気系を除く場内の全機器が停止するようにする。

**(3) 陸上輸送マニュアルの修正について**

豊島廃棄物等の輸送に当たり、密封されたコンテナ内での水素ガス滞留量を低減するため、中間保管・梱包施設内で豊島廃棄物等の充填されたコンテナについて、コンテナトラック待機ヤード内で、天蓋を約5cm開放する。これは、すでに実施しており、マニュアルに反映させるものである。

**(4) 作業環境管理マニュアルの修正について**

水素や加熱による可燃性ガスを対象とした安全対策として、「豊島廃棄物等対策事業における作業環境管理マニュアル」の一部を修正する。次のとおり測定場所、回数、項目を改正するとともに、水素とメタンについては、基準値も改正する。

中間保管・梱包施設 ホッパ上部、特殊前処理室、積込室の可燃性ガス濃度測定として、マニュアルに基づき、現在は毎朝1回水素ガスを測定しているが、今後は監視を強化するため、酸素、メタン、一酸化炭素を測定項目に追加する。測定回数は1日2回とし、各作業場所のガス濃度を把握する。

中間処理施設 廃棄物投入プラットフォームの水素ガス濃度測定として、現在は1週間に1回水素ガス等を測定しているが、今後は、酸素、メタン、一酸化炭素を測定項目に追加する。また、測定回数は1日2回とし、各作業場所のガス濃度を把握する。

中間処理施設スラグ製砂工程の凝集沈殿槽、スラリータンクからの水素ガスによる爆発対策  
スラグ製砂工程において、凝集沈殿槽、スラリータンクから水素ガスが発生した場合、換気などのプリベンションはとられているが、フェイルセーフとしての1日2回水素ガス濃度の測定を行う。

基準値の改正として、可燃性ガスのメタン及び水素の基準値を爆発下限値の1/10とする。なお、水素の爆発下限値は4%であるが、検知管の検出下限値が0.5%であるため0.5%とする。

以上を説明し、了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・掘削方法で、地山の土壌と接した時に、センターの職員が立ち会って掘削作業完了の判断をするとあるが、これは掘削完了とは別である。掘削作業完了の判断をしても、土壌が汚れていれば、掘削をしなくてはならないので、判定するまで作業を一旦中断しなさいということである。

これを、掘削作業完了の判断にしてしまうと、誤解をまねく恐れがあるので、この辺の流れを図に書いて、要領書のほうにのせるべきである。

・乾燥剤の量を抑えることを書いているが、掘り進んでいくと相当水分の多いものも出てくるかもしれないということを含めて、乾燥剤或いは乾燥方法ということで適当なのかどうか、それと前から言われている混合促進の方法論を引き続き検討する必要がある。

## 各種モニタリング等の結果について(報告)

### (1) 豊島における環境計測(高度排水処理施設、地下水)結果について

#### 調査の概要

- ・調査日:平成 16 年 2 月 5 日(木)
- ・調査地点:高度排水処理施設の排出口、地下水観測井 A3、F1
- ・検体採取機関及び分析機関:県直島環境センター、県環境保健研究センター

#### 調査結果の概要

- ・高度排水処理施設:すべての項目について管理基準を満足していた。
- ・地下水:観測井 A3 において、鉛、砒素、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼンが、観測井 F1 において砒素が環境基準を超過していた。観測井 A3、F1 とも、これまでの調査結果と特段の差異は見られなかった。

### (2) 中間処理施設における環境計測(排出ガス)結果について

#### 調査の概要

- ・調査日:平成 15 年 10 月 22 日(水)及び 11 月 27 日(木)
- ・調査地点:中間処理施設(1 号炉、2 号炉)の煙突
- ・検体採取機関:県直島環境センター、県環境保健研究センター
- ・分析機関:県環境保健研究センター

#### 調査結果の概要

- ・10 月 22 日及び 11 月 27 日の窒素酸化物、塩化水素、水銀が 1 号炉及び 2 号炉で検出されたが、管理基準値未満であった。
- ・ダイオキシン類及びその他の項目については、管理基準値を満足していた。

### (3) 直島における周辺環境モニタリング(大気汚染)及び環境計測(騒音、振動、悪臭)結果について

#### 調査の概要

- ・調査日:平成 15 年 11 月 5 日(水)～11 月 19 日(水)
- ・調査地点:三菱グラウンド
- ・検体採取機関:県直島環境センター、県環境保健研究センター
- ・分析機関:県環境保健研究センター

#### 調査結果の概要

- ・大気汚染:事前環境モニタリングをはじめとするこれまでの調査結果と比較して、特段の差異は見られなかった。
- ・騒音:全ての時間帯において、管理基準値を満足していた。
- ・振動:全ての時間帯において、20dB 未満であった。
- ・悪臭:アセトアルデヒドが検出されたが、管理基準値以下であった。その他の項目については、全て検出されず、管理基準値を満足していた。

### (4) 豊島における周辺環境モニタリング(水質、底質)結果について

#### 調査の概要

- ・調査日:平成 15 年 10 月 24 日(金)及び平成 16 年 2 月 10 日(火)

・調査地点:

周辺地先海域

(ア)水質: St - 3(西海岸沖)、St - 4(北海岸沖) 及び St - 8(北海岸沖)

(イ)底質: St - 3(西海岸沖)、St - 4(北海岸沖)

海岸感潮域

(ア)水質: St - A(西海岸)、St - B(北海岸)及び St - E(北海岸)

(イ)底質: 水質に同じ

・検体採取機関及び分析機関

検体採取機関: 県廃棄物対策課、県直島環境センター、県環境管理課、県環境保健研究センター

分析機関: 県直島環境センター、県環境保健研究センター

調査結果の概要

・事前環境モニタリングをはじめとするこれまでの調査結果と比べて、特段の差異はみられなかった。

#### (5) 直島における周辺環境モニタリング(水質、底質)結果について

調査の概要

・調査日: 平成 15 年 11 月 11 日(火)及び平成 16 年 1 月 9 日(金)

・調査地点: 雨水集水施設の排水口近辺

・検体採取機関及び分析機関: 県直島環境センター、県環境保健研究センター

調査結果の概要

・これまでの調査結果と比べて、特段の差異はみられなかった。

#### (6) 海上輸送に係る周辺環境モニタリング(水質、底質)結果について

調査の概要

・調査日: 平成 15 年 11 月 11 日(火)及び平成 16 年 1 月 9 日(金)

・調査地点: 豊島南海岸、B1(環境基準点)及び直島の搬出入施設周辺地先海域

・検体採取機関及び分析機関: 県直島環境センター、県環境保健研究センター

調査結果の概要

・これまでの調査結果と比べて、特段の差異はみられなかった。

以上を報告した。

#### 健康管理委員会(第5回)の審議内容について(報告)

平成 16 年 3 月 24 日(水)に開催した第5回豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の概要について次のとおり報告した。

作業環境測定結果については、常時監視、掘削現場の作業環境モニタリング・ダイオキシン類調査・個人曝露量調査いずれも基準値を満足していた。平成 16 年 1 月に「騒音」の作業環境モニタリングを実施し、その結果、中間処理施設の熔融炉室が 85db を超え第 2 管理区分となり、3 階可燃物コンベア室が 90db を超え第 3 管理区分となったため、この対応として、各入り口に管理区分を明示するとともに防音保護具(耳栓)を着用することを指導した。

健康管理アドバイザーについては、医師である健康管理委員会の委員 5 名を健康管理アドバイザーに選任し、2 箇月に 1 回の割合で、豊島と直島の作業現場を巡視し、作業環境を評価するとともに、作業員の声を直接聞いて健康相談を実施するなどして健康状態の把握に努めることとした。

作業環境管理マニュアルの一部改正については、豊島の特殊前処理物処理施設における岩石・コンクリートの小割作業については、週に 2 回、1 日当たり 5 時間程度の作業を行なう見込み

である。このため、作業に常時性があるとして、じん肺法及び粉じん障害防止規則の適用を受けることとなることから、じん肺法に基づくじん肺健康診断及び粉じん作業防止規則に基づく粉じんの測定を行うこととし、そのために必要な健康管理マニュアル及び作業環境管理マニュアルの改正を行った。

作業現場改善状況については、中間保管・梱包施設のトラック排気ガス対策として、積込室への排風機の設置、集塵フードの換気誘導用覆いを実施した。

以上を報告した。

また、沈砂池1のPHについて、9から9.1当たりを推移していることを承知しており、マニュアルに沿って採取した水をクロスチェックし、原因究明する予定である旨報告した。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・石灰を使っていることが何か影響しているかもわからないが、今の段階では判断できない。
- ・河川では、春になると藻類の繁殖によりPHが 11 弱まであがることもあり、少し様子を見ないといけない。
- ・淡水域でも表面水の温度が上がった場合に、藻類が急に繁殖しPHが 10～11 まで上がるがあるので、藻類調査をすれば原因がわかるのではないかと。沈砂池の清掃のタイミングも含めて検討すること。
- ・豊島における周辺環境モニタリングの海岸感潮域の間隙水水質のデータから、北海岸のSt-Eでは遮水壁の効果が顕著に現れていることが確認できる。遮水壁の効果を、遮水壁の打設前後の、塩素、全窒素、全リン、CODのデータなどを比較して、きちんと実証、評価すべきである。
- ・直島における周辺環境モニタリングの大気中の重金属の濃度のところにニッケルと水銀については環境指針値を入れておくこと。
- ・豊島における周辺環境モニタリング中、西海岸の底質のダイオキシン濃度が基準値150に対して、昔野焼きをしたものの名残りだろうと思うが、120 という数値が時々出ているので注意して見ていく必要がある。

#### 溶融スラグの有効利用について(報告)

溶融スラグの有効利用に向け、レディーミクストコンクリート用骨材、コンクリート二次製品用骨材、アスファルト混合物骨材、路盤材(下層路盤材、上層路盤材)、埋戻材、盛土材等の試験を行ってきた結果、いずれもスラグ置換率を適切に設定すれば製造、安全性、品質等に問題がないことが確認された。

また、溶融スラグを使用して、サンポート高松での歩行者専用道路や多目的広場等の歩道舗装材(インターロッキングブロック)に利用した。

県の公共工事での利用に向け、16年度から、生コン(無筋)及びコンクリート二次製品に利用することとしており、関係工場において溶融スラグを用いた試験練りを行なっているところである。

さらに、国土交通省の工事での利用について、県に歩調を合わせ、溶融スラグの利用を行うとともに、県と共同で役割分担を決めて必要な検討を進めることになった。また、国において、16年度よりアスファルト混合物骨材としての利用に向けての調査試験等を行うことを報告した。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・スラグの利用について、JISの検討をしており、現在TRが出ているので注意をしていただきたい。また、先般、道路協会で舗装再生便覧ができ、その中に他産業再生資材の利用ということで、

スラグのことを書いてあるので、道路に使う場合には参考にすること。

### 豊島廃棄物等技術委員会報告書の取りまとめについて(報告)

これまでの技術委員会で審議してきた内容を施設整備編、環境モニタリング編とマニュアル編の3つに分け、それぞれの項目毎に章立てて報告書というかたちでまとめた。これは、17回までの報告を取りまとめたものであり、昨年9月の18回目から今回までの内容については、改めて別冊の追加検討分というかたちでまとめ直す予定であることを報告した。

### 継続して検討する必要がある課題について(審議)

継続して検討していく必要がある課題を整理した。1点は、豊島処分地における西揚水井、及び北揚水井の管理として、地下水の流れや水位を調整管理しながら、土壌に影響が出ないようにする必要があり現在の管理方法を決めているが、雨が多くなったり掘削が進んでいった段階での管理の方法についての課題が残っている。

2点目は、掘削運搬に当たって事前調査として物理探査をすることになっているが、小片の金属にも反応して、多くの箇所でも異常値が出たということもあり、なかなか難しいところがある。当面は、注意深く掘削するというようにしているが、さらにより高い確度で行えるような調査方法の検討が必要である。

3点目は、掘削作業の検討であり、現在、一次の掘削・運搬マニュアルにより、スライスカットを行っているが、溶融スラグのアルカリシリカ対策として処理対象物の土壌比率を30～35%に下げた場合、西海岸からの仮置土の区域が残ることとなり、これまでの掘削計画の変更が必要となる。今後、どういった掘削作業をしていくか、またそれに合わせた均質化のマニュアルも変更していく必要がある。

4点目のスラグの品質確保では、アルカリシリカの反応性対策として、現在運転管理方法の土壌比率を35%以下に低減するなどの対策を講じているが、今後も、引き続き運転管理の方法などをきちんと調べていく必要がある。出荷検査に関しても、当初の段階から、検査件数、検査項目や頻度を決めているが、検査項目等に関しても、必要な見直しも今後出てくる。

5点目の安全性再評価の結果のマニュアル等への反映として、今回、マニュアル等を一部修正しているが、さらに再評価の結果に基づいての改善工事を講じたものに関して、その作業手順の変更等を行い、確定したものについては、マニュアルの整備が必要である。

管理委員会の所掌としては、これまでの技術委員会での決定事項の見直しといったことも含め、全て引き継いでいくことになり、豊島・直島で、専門家、管理委員会において関与すべき事項として別途整理したことを説明したところ、検討テーマを追加、整理することで了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・報告書については、本格稼働の9月以降分と事故の報告書はそれぞれ別冊としてまとめること。
- ・継続して検討する必要がある課題について、掘削作業の混合促進、乾燥剤の使用の問題などが抜けているので、これらも検討テーマとして追加、整理して次の管理委員会にでも出すこと。

### 3 配布資料の取り扱いについて

特段問題のあるものはないが、そのままそっくり承認されてはならないという前提で、すべての資料を公開することとなった。

### 4 閉会



【傍聴人の意見】

豊島住民代表者

炉回転が自動停止する正圧継続時間について、事故発生時の22秒より短い20秒にするよう再検討されたい。

マニュアルの修正の際、常に最新版を保持できるようCDで修正版を作成配布してほしい。

11月の環境計測結果が3月に公表されるのでは、リアルタイムの情報公開とは言えないので、公開の目安を取り決めてほしい。

これに対して委員などから、次のとおり回答した。

正圧継続時間も一つの要因には違いないが、それによって事故が起こったわけではない。安全性の問題からすると、かなり長い経過時間が出てくると思う。一応、そのデータも含め判断材料として取扱いたい。(委員)

マニュアルの改訂時に、改定時期、理由を付記しCDで配布する。キーワード検索機能も検討したい。(委員)

環境計測データが出た時点で、技術アドバイザーにみてもらい公表するなど迅速な対応に努めたい。(県)

直島町代表者

特になし

佐藤専門委員

今回、事故対策について了解され、再稼動すると理解していいのか。

会議資料について、傍聴人に一部配布されていないものがあったので配慮されたい。

これに対して委員から、次のとおり回答した。

また、改善方法について問題点が残っており、技術委員会として了承したわけではないので、今後、問題点を整理し、技術アドバイザーに報告した上で、その了承を得る形で、この問題については一応の決着をつけたい。

資料が不足したことについては、失礼した。なお、事故報告書については、原因究明から対策、確認試験という流れを要領よくまとめて、一般の人にもわかりやすい形で示したい。